



# くらしの情報

平成13年(2001年)6月25日  
 編集・発行 季刊)西宮市消費生活センター  
 〒663 8035 西宮市北口町1番1号  
 電話 0798 69 3159  
 F A X 0798 69 3162  
 ホームページhttp://www.nishi.or.jp/~syouhi/

## 内職・モニター商法に対する規制の新設のポイント

1. 書面交付の義務  
契約前・契約後に契約内容を書面で交付
2. 広告の規制  
商品の種類や仕事の提供条件などを表示  
誇大広告は禁止
3. 不適切な勧誘行為の禁止  
ほとんど収入にならないのに高額収入が得られるなどウソの勧誘は禁止
4. クーリング・オフ制度の導入  
20日間は無条件解約ができる
5. クレジット会社に対し抗弁ができる  
トラブルが起きたとき消費者がクレジット会社からの支払い請求を拒める



## マルチ商法に対する規制の強化のポイント

1. 広告規制の強化  
雑誌・インターネットなどによる個人勧誘員の広告も規制
2. 規制逃れの防止  
金銭負担があるものはすべて規制の対象



## 電子商取引での消費者保護の強化のポイント

1. インターネット通販の申し込み画面をわかりやすく
2. 申し込みの際には内容を確認・訂正できるように



最近、若者や主婦の間で在宅でできる仕事や時間的に制約を受けない仕事をして収入を得ることへの関心が高まっています。あとから収入が得られるからと高額な商品を買ってしまう。このような販売方法に対して訪問販売法の規制の対象を拡大するとともに規制内容も強化され、6月1日から名称も『特定商取引に関する法律』と改正して施行されました。

今回のこの改正は消費者トラブルを防止することを目的としています。  
**内職・モニター商法**  
 「パソコンを購入し、資格を取れば仕事を紹介する。月5万円の収入になる。」というように、内職などの仕事を提供するので収入が得られると誘い、仕事に必要であるからと高額な商品を買ってしまう。訪問販売法などでは内職・モニター商法には対応できなかったため、新たに規制の対象となりました。

**マルチ商法**  
 個人を商品の販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られるとして販売活動をさせる商法。  
 マルチ商法については、インターネットや雑誌などで誇大広告を出したり、脱法的な方法で取引を行うケースが増加し、トラブルが拡大しているため、規制が強化されました。

**人名録商法も適用**  
 排水管の清掃や占い(易断)、演劇や映画などのチケットの販売、人名録などに掲載された氏名・経歴などの情報抹消・訂正などをするサービスも規制の対象になりました。  
 この法律が施行されることで、消費者の保護は進むと思われまます。しかし、安

訪問販売法  
 改正  
 6月1日から

「特定商取引に関する法律」に名称も変更  
**契約をする時は慎重に!**  
 易に「うまい話」にだまされないように気を付けましょう。また、おもしろいと思われたときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。

## 募集

豊かな経済社会の中で、子どものときから「何を買うのか」「なぜ買いたいのか」などを考えることは大切です。お菓子やおもちゃを選ぶときに必要な判断力や安全性、地球にやさしい暮らし方などを親子で遊びながら学べるお役立ち情報がいっぱいです。夏休みの日記や作文が、ひと味違ったものになるでしょう。

夏休み  
**親子くらしのセミナー**  
 子どもも買物の達人になろう!

〈日時〉7月30日(月)午前10時30分~12時  
 〈場所〉西宮市消費生活センター  
 〈対象〉小学1~3年生25人と保護者  
 〈申込〉はがきまたはFAXで住所・氏名・性別・電話番号・学校名・学年と保護者氏名を記入して消費生活センター〒663 8035 西宮市北口町1番1号 アクタ西宮西館(先着順)  
 FAX 0798 69 3162  
 〈費用〉無料  
 〈問合せ先〉TEL 079 869 3157

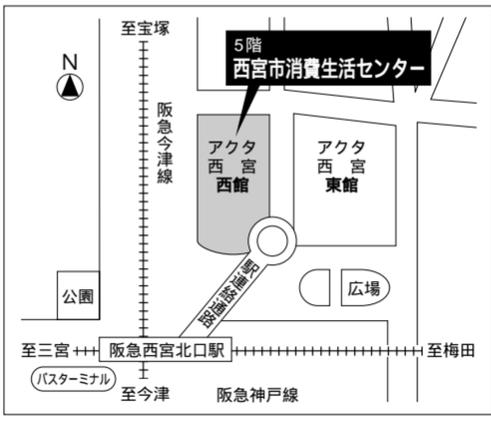


消費生活センターは、悪質商法などで被害にあわれた消費者のための相談窓口です。被害者である消費者が主体的に問題を解決するための情報の提供・あっせんなどを行います。

【相談窓口】  
 月曜~金曜午前9時~午後4時30分(正午~午後1時を除く)  
 専用電話(0798)64-0999

【学習室の貸出】  
 月曜~金曜、第2・第4土曜  
 午前9時~午後5時  
 使用日の前月初日から申込受付  
 使用料必要(消費生活に関する活動で使用する場合は減免有り)

【資料・情報コーナーの利用】  
 月曜~金曜、第2・第4土曜  
 午前9時~午後5時15分  
 各種パネルの常設展示  
 インターネット無料体験  
 書籍・ビデオの常設  
 (いずれも、祝日・年末年始は休館)



最近の相談から

【相談事例】  
 「排水管の無料点検をします。」と突然業者が来訪。排水管や浄化槽が詰まっていると清掃を勧められた。はっきり断ったが、今度は高齢者が一人で留守をしている時に同じ業者が訪れ、また清掃を勧められた。

アドバイス  
 この相談者の場合は、二度ともはっきりと断ったため被害には遭いませんでしたが、「無料点検をします。」と言われ、汚れているからと清掃を勧められてもすぐに契約をせず、他の業者からも見積りを取るなど、契約するときは慎重にしましょう。また、必要がなければはっきりと断りましょう。

【相談事例】  
 5年前に職場に来た業者と人名録の契約をし、10万円支払った。今回同じ業者から電話で契約更新を言われたが、断ったところ登録抹消に20万円必要と言われ承諾したが、解約できるか。

アドバイス  
 はがきでクーリング・オフ通知を出すよう助言(契約書が届いた日を含む8日以内であれば、クーリング・オフができます)。「特定商取引に関する法律」で、人名録などに掲載された氏名・経歴などの情報を抹消・訂正などするサービスが規制の対象に追加されました。